

国都計第135号  
平成27年1月18日

各都道府県知事  
各指定都市の長 殿

国土交通省都市局長

### 都市計画運用指針の改正について

今般、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第109号）の施行等に併せて、「都市計画運用指針（平成12年12月28日付け建設省都計発第92号建設省都市局長通知）」の一部を下記のとおり改正したので通知する。

なお、都市計画運用指針は、地方自治法第245条の4の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各地方公共団体におかれては、引き続き、今後の都市計画制度の運用に当たって、参考としていただきたい。

都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対して、本通知を周知いただくようお願いする。

なお、改正後の指針については、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜ご活用いただきたい。

#### 記

「Ⅲ．都市計画制度の運用に当たっての基本的考え方」及び「Ⅳ．都市計画制度の運用のあり方」を別添のとおり改正する。

以上